

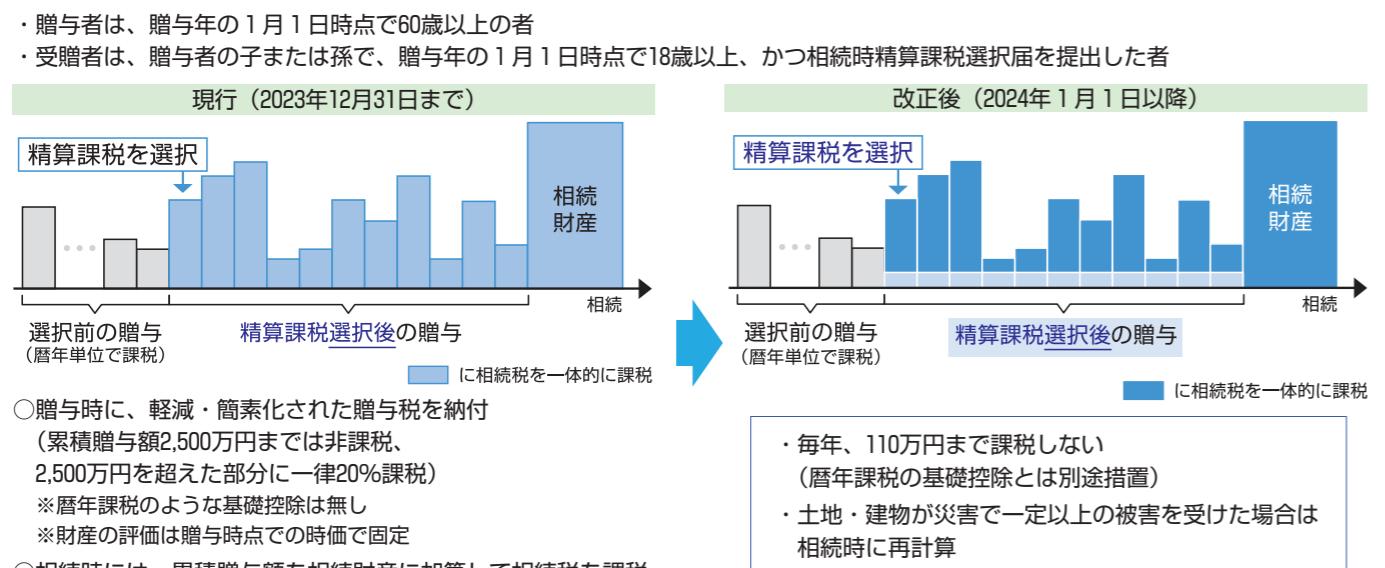
年110万円の非課税枠が創設

課税の公平化のため、相続税と贈与税の一体化を目指した2023年度の税制改正。前回は暦年贈与の改正内容を取り上げたが、今回は相続時精算課税制度を解説する。同制度の利用を促すため、暦年贈与と同様に毎年110万円の基礎控除が創設された。

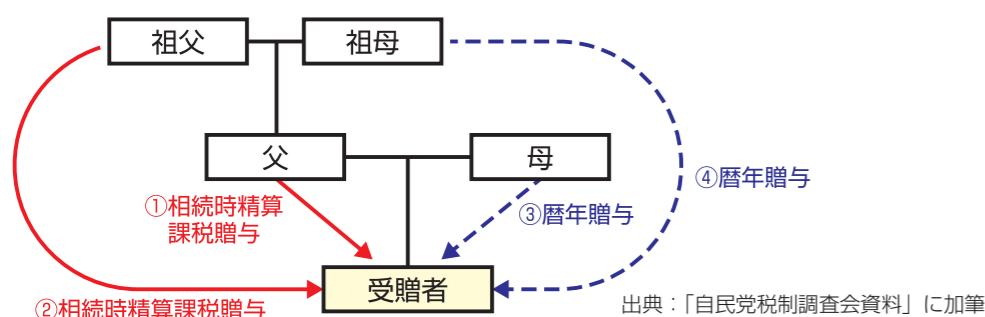


中田 和重
中田公認会計士事務所所長
公認会計士・税理士

■図表1 相続時精算課税制度の改正内容（2024年1月1日以降の贈与より改正）



■図表2 基礎控除を超える贈与の申告・課税（2名以上の贈与者から贈与を受ける場合）



相続時精算課税制度（受贈者の基礎控除110万円）

父（①）と祖父（②）から100万円ずつ相続時精算課税制度により贈与を受けると基礎控除110万円は、父と祖父の贈与額100万円に応じて按分されます。

⇒1人当たり基礎控除は、55万円（110万円×100万円÷200万円）
贈を受けた翌年に45万円（100万円-55万円）ずつの贈与の申告を行い、父、祖父の相続時にそれぞれ45万円が相続財産に加算されます。

暦年贈与（受贈者の基礎控除110万円）

母（③）と祖母（④）から100万円ずつ暦年贈与により贈与を受けると基礎控除を超える90万円（200万円-110万円）に贈与税が9万円（90万円×10%）課税されます。
母からの相続開始前7年内の贈与は、相続財産に加算されます。
(納付済みの贈与税は相続税から控除されます)

ただし、贈与者が高額の財産を有する場合や贈与者の年齢によっては贈与の活用法を慎重に判断する必要がありますので、専門家に相談した上で贈与を実行されることをお勧めします。

例えば60歳以上の父から18歳以上の子と孫が、毎年110万円の相続時精算課税制度による贈与を20年間受けると、子と孫のそれぞれが2200万円の相続財産を非課税で取得でき、相続時にも相続財産に加算する必要がありません。また改正前は、贈与を受けた時点の評価額を相続財産に加算するため、土地・建物が災害により被害を受けた場合でも評価減を行うことができませんでしたが、改正により一定以上の被害を受けた場合は相続時に再評価が認められるようになりました。

[Q1] 相続時精算課税制度とは？

改正前の相続時精算課税制度では、60歳以上の贈与者から18歳以上の受贈者（子や孫）に現金、不動産、有価証券等を贈与する場合、累計2500万円まで贈与税は0円（非課税）で贈与できました。しかし相続時には、贈与を受けた財産をすべて相続財産に加えて申告する必要があります。原則として節税効果はありません。また相続時精算課税制度の選択後は、贈与の金額にかかわらず贈与の申告する必要があるため、暦年贈与に比べてあまり活用されていませんでした。

した（図表1）。

ただし、贈与を受けた土地や有価証券の評価額は、贈与した時点の評価額で相続財産に加算されるため、値上がりが確実に見込まれる土地や有価証券を評価額が安い時に贈与することで、資産家は相続対策に相続時精算課税制度を活用していました。また、相続税が節税にはならないとしても、生前に財産分与を行うことで将来の相続争いを回避するために相続時精算課税制度を活用する事例も見受けられました。

相続時精算課税制度を選択するためには、贈与の翌年の2月1日から3月15日までに相続時精算課税制度の選択届を税務署に提出する必要があります。一度選択するとそれ以後は選択した贈与者からは暦年贈与を受けるというように、贈与者ごとに制度を選択できます（図表2）。

相続時精算課税制度は暦年贈与と選択制になります。つまり、例えば受贈者（子や孫）が、祖父や父からは相続時精算課税贈与、祖母や母からは暦年贈与を受けるというように、贈与者ごとに制度を選択できます（図表2）。

また複数の贈与者から贈与を受ける場合でも、基礎控除の金額は、受贈者1人当たり暦年贈与および相続時精算課税制度とも110万円が上限となります。110万円を超える贈与を受けた場合のそれぞれの贈与税の課税および申告は図表2のとおりです。

[Q4] 今後の相続対策は？

改正後は、60歳以上の親から18歳以上の子に対する年間110万円以下の贈与は、相続時精算課税制度を活用すれば、いつ相続が発生しても贈与税も相続税も非課税で贈与することができます。

孫に対する贈与は、孫が相続または遺贈により財産を取得しない限り、相続開始前7年内の暦年贈与でも相続税の課税の対象にはならないので、従来どおり暦年贈与の活用ができます。